

令和4年第1回定例市議会議案

(その2)

岸和田市

令和4年第1回定例市議会議案（その2）

議案番号	件名	備考・頁
議案第14号	岸和田市病院事業基金条例の制定について	P. 1
議案第15号	岸和田市マンションの管理に関する計画の認定等に係る手数料に関する条例の制定について	P. 5
議案第16号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 9
議案第17号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	P. 13
議案第18号	岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P. 17
議案第19号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 21
議案第20号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、サービス等に関する条例の一部改正について	P. 25
議案第21号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	P. 29
議案第22号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 33
議案第23号	岸和田市営住宅条例の一部改正について	P. 37
議案第24号	岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について	P. 41
議案第25号	水防団員等公務災害補償条例の一部改正について	P. 45
議案第26号	令和4年度岸和田市一般会計予算	別冊
議案第27号	令和4年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算	〃
議案第28号	令和4年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算	〃

議案番号	件名	備考・頁
議案第29号	令和4年度岸和田市土地取得事業特別会計予算	別冊
議案第30号	令和4年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第31号	令和4年度岸和田市介護保険事業特別会計予算	〃
議案第32号	令和4年度岸和田市財産区特別会計予算	〃
議案第33号	令和4年度岸和田市上水道事業会計予算	〃
議案第34号	令和4年度岸和田市下水道事業会計予算	〃
議案第35号	令和4年度岸和田市病院事業会計予算	〃

議案第14号

岸和田市病院事業基金条例の制定について

岸和田市病院事業基金条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市病院事業基金条例

(設置の目的)

第1条 本市の病院事業における設備、器械及び備品の整備その他の医療の質の向上及び病院事業の健全な運営に資するため、岸和田市病院事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、岸和田市病院事業会計の予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、岸和田市病院事業会計の予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第15号

岸和田市マンションの管理に関する計画の認定等に
係る手数料に関する条例の制定について

岸和田市マンションの管理に関する計画の認定等に係る手数料
に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市マンションの管理に関する計画の認定等に係る手数料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づき本市が行うマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等の事務に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料について必要な事項を定めるものとする。

(管理計画の認定及び認定の更新に係る手数料)

第2条 法第5条の3第1項の認定の申請又は法第5条の6第1項の認定の更新の申請をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数を納付しなければならない。

区分	金額
センターが発行する事前確認適合証（法第5条の4（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合すると評価したことを証する書面をいう。）の交付を受けた管理計画に係るもの	6,400円（当該管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上の場合にあつては、6,400円に、当該長期修繕計画の数から1を減じて得た数に3,100円を乗じて得た額を加算した額）
その他のもの	30,500円（当該管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上の場合にあつては、30,500円に、当該長期修繕計画の数から1を減じて得た数に17,600円を乗じて得た額を加算した額）
備考	
1 この表において「センター」とは、法第91条のマンション管理適正化推進センターをいう。	
2 この表において「長期修繕計画」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。	

(管理計画の変更認定に係る手数料)

第3条 法第5条の7第1項の変更の認定の申請をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数を納付しなければならない。

区分	金額
----	----

規約の変更に係るもの	4,300円（変更する規約の数が2以上の場合にあつては、4,300円に、当該変更する規約の数から1を減じて得た数に3,000円を乗じて得た額を加算した額）
長期修繕計画の変更に係るもの	10,300円（変更する長期修繕計画の数が2以上の場合にあつては、10,300円に、当該変更する長期修繕計画の数から1を減じて得た数に5,400円を乗じて得た額を加算した額）
備考	<p>1 この表において「規約」とは、省令第1条の2第1項第1号の規約をいう。</p> <p>2 前条の表の備考第2項の規定は、この表についても適用する。</p>

（証明手数料）

第4条 法第5条の4第1項（法第5条の6第2項及び第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者は、1通につき300円の手数料を納付しなければならない。

（手数料の減免）

第5条 市長は、公益上必要と認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、この条例に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

（その他）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第16号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市住居表示審議会の項の次に次のように加える。

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業者選定委員会	岸和田市貝塚市斎場の整備及び運営に係る事業を委託する事業者の選定基準の策定及び当該事業者の選定に関する事項についての調査審議に関する事務	6人以内
-----------------------	--	------

別表第1項の表岸和田市社会福祉審議会の項の次に次のように加える。

岸和田市地域福祉推進委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく岸和田市地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項についての調査審議に関する事務	19人以内
---------------	--	-------

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表住居表示審議会委員の項の次に次のように加える。

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業者選定委員会委員	日額	9,000円	上記に同じ
-------------------------	----	--------	-------

別表第2号の表社会福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

地域福祉推進委員会委員	日額	9,000円	上記に同じ
-------------	----	--------	-------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第17号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、同条第2項を削る。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第18号

岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に
ついて

岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正
するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第8条中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、各号を削る。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第19号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第20号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の表消防団員の項中「80,000円」を「108,000円」に、「65,000円」を「87,000円」に、「50,000円」を「67,000円」に、「31,000円」を「41,000円」に、「27,000円」を「36,500円」に改め、同表備考第2項中「1回につき2,000円の費用弁償」を「その勤務した日1日につき、次の各号に掲げる勤務時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の報酬」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 2時間未満 2,000円
- (2) 2時間以上4時間未満 4,000円
- (3) 4時間以上7時間45分以下 8,000円
- (4) 7時間45分を超える場合 8,000円に、当該勤務時間から7時間45分を減じた時間数（1時間未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）に1,000円を乗じて得た額を加算した額

(岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「水火災、警戒、訓練等の職務に従事したとき及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した消防団員に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した消防団員に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

(岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の岸和田市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の規定は、施行日以後に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した消防団員に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前に水火災、警戒、訓練等の職務に従事した消防団員に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

議案第21号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第22号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「第44条」の次に「又は第44条の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第23条各号列記以外の部分中「第44条」の次に「又は第44条の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第44条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第44条の2中「及び前条第1項」を「及び第44条第1項」に、「前条第1項第1号」を「第44条第1項第1号」に改め、同条を第44条の3とする。

第44条の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第44条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に規定する場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第20条」とあるのは「第27条又は第31条」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に前条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第

20条」とあるのは「第27条又は第31条」と読み替えるものとする。

第53条中「及び」を「、」に改め、「第44条各項」の次に「及び第44条の2各項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岸和田市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第23号

岸和田市営住宅条例の一部改正について

岸和田市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市営住宅条例の一部を改正する条例

岸和田市営住宅条例（平成9年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、借上げに係る市営住宅の名称及び位置は規則で定める。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、借上げに係る市営住宅の修繕に要する費用のうち、入居者の負担とする費用を別に定めることができる。

第24条の次に次の1条を加える。

（移転料の支払い）

第24条の2 市長は、市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い住居を移転した場合において、必要があると認めるときは、その者に対して、通常必要な移転料を支払うことができる。

第26条中「市長は、」の次に「市営住宅の借上げに係る契約の終了又は」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第24号

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市消防関係事務手数料条例（平成24年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号の表中「110,000円」を「98,000円」に改め、同条第9号中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第25号

水防団員等公務災害補償条例の一部改正について

水防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年2月22日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

水防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。